

# オーナーさまのコラム

「歴史に残る毒物語」

## アヘン 第6話「阿片戦争と毒」の話

「阿片戦争」(1840年~1842年)はイギリスと清国との間の貿易の不均衡がもたらしたものです。

イギリスは清国から茶を買って本国にもたらす片貿易で、「銀」が一方向的に流出し、その対策として「阿片」を清国へ輸出し、大量の「銀」がイギリスへ入ったのが戦争の背景です。その大量の「阿片」によって「銀」の流出は清国の国家財政上の大問題ばかりでなく、「阿片」を使用する国民の健康上からも見逃すことが出来ず、ついにイギリスと清との間で戦端がひらかれたのが「阿片戦争」であります。

「阿片」(アラビア語で阿片を afyun (アフユン)。それが中国で音訳されてアヘン)の作用はその主成分である「モルヒネ」(morphine)と同じように「鎮痛鎮咳作用」が強く、内服すると腸運動を抑制する作用があります。

当時の清国では「タバコ」のようにして阿片を喫煙する人々が増加し、「阿片中毒」者が激増しました。

「阿片戦争」では清国が敗北し、香港を割譲することになったのであります。

完

次回は「身近な植物由来の毒」の話です。

薬剤師 内藤 良太

# 社員のフログ

はく ない しょう  
～ 白内 障 ～

今回は「目」について書きたいと思います。今回は私が可愛がっている「フクロモモンガのモモちゃん」についてご紹介いたしました。おかげさまで今も元気に袋の中で寝ています。

就寝しようと電気を消し、寝室で忘れ物を思い出すことは良くあることと思いますが、私がリビングの電気を再びつけると、寝ていたモモちゃんが袋から出ているではありませんか。私が寝るのを待っていたようです。てっきり嫌われているかと思いました。

後に思い出しましたが、モモちゃんは夜行性でした。逆に昼間は良く見えないようで、買主のことは鼻で認識しています。

そんな話を母としていっていると、思い出したように母がこう言いました。「私のハズキルーペあげようか？」母は老眼なのに愛用のハズキルーペをくれるというのです。

続けて母はこう言いました「私はもうメガネいらないの！」私は母が何を言っているのか分かりませんでした。

母は白内障を患っており、先生の勧めで手術をすることになりました。白内障の手術をするということは老眼の手術をすることと同じなので、ハズキルーペが必要なくなるのです。眼球に人工のレンズを入れる手術に、70万円ほどかかったようです。幸いなことに生命保険に先進医療特約を付けていたので、後日全額戻ってきました。

この手術の希望者が激増しているため、近々先進医療特約から除外する動きがあるようです。

それを聞いて思わず自分も特約を付けているか確認すると付けていましたが、先生が必要と判断しないと受けられずガッカリです。

白内障を患っている方は、先進医療の適用がある今がチャンスです。中には100万円を超える病院もあるようです。ご参考までに、モモンガにも白内障はあるようです。

管理営業部 三浦 祐一

## 税務 困ったこと 相談 (無料)!!

懇切丁寧にわかりやすく実益を目指して。  
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

社長 小林幸孝 (上級相続アドバイザー)

地域生活情報誌  
Vol. 153

2019



## 創業 昭和25年

お部屋探しは

**信和のホームページで!!**

皆様の多様なニーズに即応します。

<https://www.0007.co.jp>

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

私達の喜びは

お客様の笑顔です



# 信和不動産株式会社

SHINWA

東松原本店 (井の頭線東松原駅前)

世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階

TEL (03) 3323-0521

TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店 (小田急線梅ヶ丘駅前)

世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階

TEL (03) 3425-6145

Dramatic Communication

**アパマンショップ**  
NETWORK

<信和グループ>

アパマンショップ東松原店  
株式会社レントネット信和  
(井の頭線東松原駅前)

世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階

TEL (03) 3321-2123

# 円満相続シリーズ

## 正しい知識で正しい贈与



今回は生前贈与についてお話してみましょ。贈与は契約行為であると認識することが重要です。

贈与者の「あげます」の申し込みに対し、受贈者の「もらいます」の承諾があり、互いの意思が一致して初めて贈与契約が成立します。贈与者のあげるとの意思(一方通行)だけでは贈与契約は成立しません。ここは大事なポイントです。

贈与契約が成立しているのか、単なる名義預金なのか、相続税申告でもこの判断は悩ましいところです。

中元歳暮を考えてみましょう。「いつもお世話になっています。つまらないものですがほんの気持ちです」⇒あげるという意思表示です。「ご丁寧にありがとうございます。」⇒もらうとの承諾です。

申し込みに対し、承諾があり、互いの意思が一致するので、中元歳暮も立派に贈与契約が成立します。

神社仏閣のお賽銭も同じです。お賽銭を投げ入れることは「あげる」との意思表示です。それに対し賽銭箱のフタが開いていることは「もらいます」との承諾であり贈与契約が成立します。

生前贈与は1年間1人に対し、基礎控除の110万円までなら課税されない「暦年贈与」があります。

12月31日に110万円贈与しました。翌日の1月1日に110万円贈与しました。1年間に1回なので暦年贈与です。実質は1年間に220万円贈与したのと同じです。

ただし、相続開始3年以内に行った贈与は相続税計算上いったん相続財産(払った贈与税は控除される)に戻さなければなりません。

もうひとつは「相続時精算課税制度」があります。1月1日現在60歳以上の直系尊属(祖父母や父母)から20歳以上の子や孫へ2500万円までの贈与は申告すれば、取りあえず贈与税は払わなくて済みます。

この制度を使った贈与は、相続開始時に「贈与時の評価」で相続財産に戻し、精算しなければなりません。

不動産や株式の贈与はリスクが生じる可能性があります。1億円で贈与した土地が相続開始時には7000万円に下落していても、贈与時点の1億円の評価で申告です。この逆なら節税効果が生じます。また一度この相続時精算課税制度を使ったら、暦年贈与は生涯使えません。

「住宅取得等資金の贈与」直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の制度です。一定の要件(要件により金額は異なる)を満たせば適用されます。

息子が自宅を新築しました。この制度を知った父親が住宅資金の援助をしたいと、2500万円を建築会社に直接振り込んでしまいました。状況によっては単純な贈与とみなされる可能性があります。

あくまでも息子が住宅を取得するための「資金」でなければなりません。父親が2500万円の「現金」を子に贈与することが大切です。現金を贈与された子が建築会社に払えば非課税です。

法律や税法は万民が公平であるがため存在します。だが正しい知識を知っているか、知らないかでは大きな不公平が生じます。そして法律も税法も知らなかったは通用しません。

NPO 法人相続アドバイザー協議会相談役 野口 賢次

# グランドバイス世田谷ガーデン

居住用  
投資用  
どちらでも!

住めるし、貸せる!  
住みながらでも貸せる!

価格 **4,380** 万円

田園都市線  
「駒澤大学」駅  
徒歩15分  
東急世田谷線  
「松陰神社前」駅  
徒歩5分  
田園都市線  
「三軒茶屋」駅  
徒歩19分



年間想定賃料 **264万円**  
表面利回り **6.02%**

鍵をお預かりしています。  
ご内覧のご相談はお気軽に!

所在: 上馬5丁目  
土地権利: 所有権  
構造: RC造4階建  
建築: 1992年7月  
※2014年リノベーション  
面積: 63.00㎡

信和不動産株式会社 担当: 白石

TEL: 03-3323-0525



※LINEにて新着物件、地域情報等、耳より情報発信中です!!